

クリーニングサービスを利用してトラブルが起きた場合、原因があるときは、一般的にクリーニング業者によるところは、「事故賠償基準」によつて損害が賠償されます。しかし対象外になることもありますので、注意が必要です。

【事例1】1年以上

【事例1】購入してすぐに数回着たワンピースをクリーニングに出し、受け取つてそのままタシスにしまつていた。1年ほどたつて着てみると縮んで色落ちしていた。店舗に補償を求めた

生活必需品 バイロット



前にコートをクリーニングに出し、取りに行くのを忘れていた。最近になって思い出し、店舗に行つたら「ない」と言われた。工場も捜したが見つからなかつたという。弁償してほしい。

【アドバイス】

リーニング事故賠償基準」は、消費者が洗濯物を受け取つてから6カ月が経過したとき(事例1)、クリーニング業者が洗濯物を受け取つてから1年を経過したとき(事例2)は、業者は賠償額の支払いを免れるとしています。トラブルを防ぐために、クリーニングから戻つてきた洗濯物は必ず確認し、預けた洗濯物はすぐ取りに行きましょう。

クリーニングサービスでトラブル

「事故賠償基準」対象外の場合も

トラブルになつた場合は、最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口に相談してください。消費者示ツトライン☎1888は、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス☎097・5334・09

(事例1)